

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成一四年一月二二日法律第一〇六号)

一、提案理由(平成一四年一月五日・衆議院総務委員会)

片山国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般職給与法の改正について申し上げます。

第一に、俸給表のすべての俸給月額を、人事院勧告どおり改定することとしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を三十一万四千四百円に引き下げる等としております。

第三に、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万四千元に引き下げ、配偶者以外の子等扶養親族のうち三人目以降に係る支給月額を一人につき五千元に引き上げることとしております。

第四に、期末手当及び期末特別手当について、支給割合をそれぞれ年間〇・〇五月分引き下げる等としております。

第五に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を月額三万八千四百円に引き下げるとともに、その限度額によりがたい特別の事情がある場合の限度額を月額十万円とすることとしております。

第六に、平成十五年度以降の期末手当及び勤勉手当について、三月期の期末手当を廃止するとともに、期末手当の支給割合を年間〇・二五月分引き下げる一方、勤勉手当の支給割合を年間〇・二五月分引き上げることとしております。

第七に、平成十五年度以降の期末特別手当について、三月期の期末特別手当を廃止することとしております。

第八に、特例一時金を廃止することとしております。

次に、任期付研究員法及び任期付職員法の改正について申し上げます。

第一に、任期付研究員及び特定任期付職員に適用する俸給表のすべての俸給月額を改

定することとしております。

第二に、第一号任期付研究員の俸給月額について、その限度額を一般職給与法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額とすることとしております。

第三に、期末手当について、支給割合を年間〇・〇五月分引き下げるとともに、平成十五年度以降の三月期の期末手当を廃止することとしております。

以上のほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

……………（略）……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告（平成一四年一月八日）

遠藤武彦君 ただいま議題となりました両案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告どおり給与改定を実施しようとするもので、すべての俸給表の俸給月額、初任給調整手当及び扶養手当の額並びに期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合を引き下げ等を行おうとするものであります。

……………（略）……………

以上の両案は、去る十月三十日本委員会に付託され、十一月五日に片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨七日一括して質疑を行い、これを終局いたしましたところ、両案に対し、民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合の共同提案に係る修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、一般職の職員の給与法等改正案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一月七日）

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今回の月例給与のマイナスが公務員の士気に与える影響、民間賃金・経済に与える影響等を重く受けとめ、政府は一刻も早くデフレ克服のための総合施策を実施すること。
- 二 今回の減額調整措置は、公務員給与の改定期間が民間と乖離している人事院勧告制度特有のあり方に起因していることに、政府は十分留意すること。
- 三 政府及び人事院は、年間における官民給与を均衡させる方法等を決定するに当たっては、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限の努力を払うこと。

四 政府は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、公務員制度改革に当たっては、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限の努力を払うこと。

三、参議院総務委員長報告（平成一四年一一月一五日）

山崎力君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する本年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定等を行おうとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、年間給与減額調整措置の妥当性、戦後初の公務員給与の引下げが及ぼす影響、公務員制度の改革の方向性等について質疑が行われました。

質疑を終局した後、両法律案に対する民主党・新緑風会及び社会民主党・護憲連合共同提出の、新たに職員の意見を踏まえた年間給与削減調整措置を設けること等を内容とする修正案が提出され、提出者を代表して高橋千秋理事より趣旨説明が行われました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して宮本岳志委員より両修正案に賛成、一般職職員給与法修正案の原案に反対、特別職職員給与法等修正案の原案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より両修正案に賛成、両法律案の原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両修正案はいずれも賛成少数により否決され、両法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法修正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一一月一四日）

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、今回の月例給与の引下げが公務員の士気や民間給与・経済に与える影響等を重く受けとめ、公務員の適正な処遇の確保に努めるとともに、デフレ克服のための積極的な総合施策を一刻も早く実施すること。
- 二、年間における官民給与を均衡させる方法等を決定するに当たっては、職員団体等の意見を十分聴取し、納得を得るよう最大限の努力をすること。
- 三、今回の給与の減額調整措置は、公務員給与の改定時期が民間と乖離している人事院勧告制度特有の在り方に起因していることから、民間等へ影響を及ぼさないよう十分

留意すること。

四、公務員制度改革に当たっては、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、職員団体等の意見を十分聴取し、納得を得るよう最大限の努力をすること。

右決議する。